

令和4年2月 遊佐町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日程 令和4年2月21日(月) 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 遊佐町役場 第4会議室
3. 会議に付した議案

報告事項1	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項2	解約について
報告事項3	農地法第18条第6項の規定による通知受理について
議第31号	非農地証明願いについて
議第32号	農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
議第33号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議第34号	農用地利用配分計画案について
議第35号	令和3年遊佐町実勢賃借料情報の認定について
議第36号	遊佐町農作業基準賃金の設定について
議第37号	遊佐町参考賃借料について
議第38号	農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について

4. 出席委員 (16名中14名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦裕喜	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝	7	小野寺一博	8	
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
8	菅原幸男						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0名 なし)

10. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>ただ今より、遊佐町農業委員会 2 月定例会を開催いたします。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>10 番榊原一男委員</p>	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員は 1 名、委員 16 名中 15 名が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
<p>佐藤会長</p>	<p>ご苦労様です。新型コロナウイルスのオミクロン株が急増し、2 週間ほど前から、特に酒田市・鶴岡市は毎日のように 20 人程度の感染者数が続いており、全てのイベント等が中止になっています。保育園や学校関係での感染がかなり広がっています。気を付けてはいるのですが、簡単には収まる気配がありません。なるべく密にならないように気を付けていきましょう。</p> <p>18 日局長と、ウェブ会議が行われました。内容としては、タブレットの活用と農業委員会の最適化・推進活動についての内容でした。</p> <p>タブレットの活用については、現地調査もやっていますがなんら支障がないように思われます。記録や色分けなどが楽にできるような感じです。これから実際に使用してから考えていきたいと思います。因みに農業委員は 16 名いますが、8 台お願いしています。</p> <p>最適化推進活動に関しては、我々が月一回記入している活動記録簿についての内容です。太枠で囲まれたところを中心に書いていますが、活動記録簿の活動の分類で担い手への農地の集積・集約化を新規就農・新規参入の促進ということで、そこをメインに書いています。今回の説明ではもっと緩和したということで、集落の集まりだとか、田んぼのまわりで地域の皆さんと会った時の情報交換の会話など、そのようなことも備考欄に書くようにするといいいいというようなことを説明していました。</p> <p>内容を聞きますと、本当は年間 180 日位の日数を書いてもらいたいようですが、反発が来たのか日数は関係なく、できるだけ出してほしいということで、出来れば週一回は活動して貰いたいという言い方でした。</p> <p>我々も活動記録簿の記入の仕方がわからないので、そういう記入に慣れていない方々は、小さいことでもいいので書いて貰えればということでした。4 月末迄にこれをまとめて、5 月頃迄には報告したいと言っていましたので、私達もそれらを活用して、もう一回検証して少しずつ頑張っていければと思っています。記録簿のことを今回は少し詳しく話していましたし、ちょっとしたことでも記入し、日数を稼いでもらいたいということの説明でした。</p> <p>それでは、本総会に提出されました案件の慎重審議よろしく願いいたします。</p>

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤充会長より議長をお願いします。</p> <p>(佐藤会長が議長に就き、委員に議事進行の協力を依頼する。)</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 9 番の鈴木 一弥委員、10 番の榊原 一男委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>初めに、報告事項について、事務局の説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より詳細補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について合計 5 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は、1 ページをご覧ください。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 66 土地は、計 10 筆、2,474 m²</p> <p>番号 67 土地は、計 12 筆、12,804 m²</p> <p>番号 68 土地は、畑、1,176 m²、一筆のみ。</p> <p>番号 69 土地は、畑、12,601 m²、一筆のみ。こちらは時効取得が原因です。</p> <p>最後に、</p> <p>番号 70 土地は、田、6,215 m²、一筆のみ。</p> <p>以上 5 件、相続による所有権の取得が 4 件、時効取得によるものが 1 件です。</p> <p>続きまして、</p> <p>報告事項 2. 解約について</p> <p>無償の貸し借りである使用貸借契約の解約になります。</p> <p>番号 8 土地は、計 15 筆、24,451 m²。</p> <p>これまでは被相続人の農業者年金受給のため、使用貸借権を設定し自作しておりました。ただ貸人が亡くなり、被相続人は健康上の理由で耕作することが今後は難しいため、農業委員会に相談がありました。</p> <p>調整の結果、6 筆は議第 33 号 (2) 番号 85 で利用権設定し、2 筆は今後、他者へ所有権移転を予定しております。残りの筆は自作の予定です。</p> <p>被相続人が亡くなったため使用貸借契約を継続する必要はなく、売買や賃貸借を行うためには使用貸借契約を解約する必要があり、現在設定されている筆についてまとめて解約を行うものです。</p>

続きまして、番号 9 と 10 について説明します。
いずれも農地中間管理機構に貸付を行うため、契約を解約するものです。所有者はどちらも農業者年金の受給者ですが、使用貸借権は再設定済みであるため、契約を解約しても年金の受給に影響はありません。貸人と借人の関係は親子です。

番号 9 土地は、田、1,857 m²、一筆のみ。
番号 10 土地は、田、87 m²、一筆のみ。

最後に、番号 11 について説明します。議第 32 号で所有権移転を行うため、契約を解約するものです。貸人、借人とも同一人ですが、これは相続登記前の所有者との間に、使用貸借契約が結ばれていたためです。元の所有者が農業者年金の受給者であったため、使用貸借権を設定しておりました。ただその方は既に亡くなっておりますので、契約を解約しても影響はございません。

番号 11 土地は、畑、581 m²、一筆のみ。
続きまして、
報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。

番号 37-1、37-2 は農地利用円滑化事業による契約の解約で、農協を介した契約の解約となります。それ以外は農地中間管理機構を介した契約の解約です。
それでは個別に説明します。
番号 33-1、33-2 から 36-1、36-2 の借人は、農事組合法人です。
番号 33-1、33-2 土地は、田、1,423 m²、一筆のみ。
議第 33 号 (2) 番号 90 で第三者に利用権設定するため、契約を解約するものです。
番号 34-1、34-2 と 35-1、35-2 は、議第 33 号 (1) 番号 21 と 22 で所有権移転するため、契約を解約するものです。貸人はいずれも、同一集落の方々です。
番号 34-1、34-2 土地は、計 4 筆、4,410.52 m²。
番号 35-1、35-2 土地は、計 2 筆、4,234.00 m²。
所有権移転の詳細については、議第 33 号で説明します。
続きまして、
番号 36-1、36-2 土地は、田、966 m²、一筆のみ。
来月総会で所有権移転を行うため、契約を解約するものです。
所有権移転はこれまでも法人構成員として耕作していた方が譲受人です。詳細は来月総会で説明します。
続きまして
番号 37-1、37-2 土地は、田、3,131 m²、一筆のみ。
第三者へ利用権設定するため契約を解約します。
詳細は議第 33 号 (2) 番号 108-1、108-2 で説明します。
最後に、番号 38 について説明します。借人はすべて、農事組合法人です。
この件については、平成 29 年の時に行った手続きの変更点があったため、解約して訂正するものです。

事務局	<p>平成 29 年に、当該地区は基盤整備事業を行うにあたり、機構関連農地整備事業を活用しました。その際、やまがた農業支援センターとの契約を 15 年以上にする必要がありましたので、撤回というやり方で所有者とやまがた農業支援センターとの契約のみ解約し、所有者と農地中間管理機構の間の契約だけ 15 年以上の期間に設定し直しました。そのため、農地中間管理機構と借人の契約は、当初の契約のままの期間になっている状態が続いておりました。つまり、借人と農地中間管理機構との契約の期間は、所有者と農地中間管理機構との契約よりも短く、契約の終期が揃っていない状態ということです。</p> <p>当該地区は県内でも機構関連農地整備事業を活用した初めてのケースでした。その後、機構関連農地整備事業を活用した他の地区で、当該地区同様のケースがあった場合、撤回のようなやり方をせず、いったん契約を全面的に解約し 15 年以上の期間に結びなおしておりますので、このような状態にはなっておりません。</p> <p>農地中間管理機構からは、このような状態は事務処理上望ましくないというお話があり、今回、期間が短く設定されていた部分を解約して、再配分により変更することとなりました。</p> <p>筆については総会議案書のとおりで、 田 240 筆、392,572.79 m²です。 詳細については議第 34 号でも説明します。 報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されております。伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。 (15 番 伊原 ひとみ 委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>2 月 15 日に、第 2 会議室で委員全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 32 号と 33 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 31 号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。 (事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局係長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より詳細説明願います。 (事務局員が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は 1 ページ、補足説明資料は 2 ページからご覧ください。 番号 5 土地は 畑、328 m² です。 申請地は都市計画区域内、農業振興地域内、土地改良事業受益地外で、平成 7 年に倉庫建築のため農地転用許可を受けていましたが、建築に至らず地目も農地のままとっております。住宅を新築するため相談があり、今回申請に至ったものです。</p>

	<p>現地調査当日は雪で確認できませんでしたが、以前にも相談があったということで、当時の写真から下水道の公共柵が設置されていることを確認し、固定資産税も宅地介在雑種地で課税されていることから、非農地として証明しても問題ないと考えます。</p> <p>15日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、今野忠勝委員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、11番高橋部会長から現地調査の報告をお願いします。</p>
11番高橋部会長	<p>はい、それでは報告いたします。場所は国道沿いにあります。この場所は平成7年に転用許可を受けていたのですが、建築施工されず、今に至っています。その時の書類がコピーしかなく、原本でないと思目だということで、再申請となりました。申請人がきちんと草刈りをし家を建てるということで仮柱が建っておりました。下水道の公共柵も設置されており、何ら問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>次に12番大谷副部会長からも現地調査の報告をお願いします。</p>
12番大谷副部会長	<p>はい、報告します。ただ今部会長から丁寧な説明がありました通り、確認はできませんでしたが、公共柵もあるということで、現地は雪でも見えませんでした、普段管理しているということがわかる状態でした。それでもって、今回は家を建てるということで、なんら問題はないかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>最後に6番今野忠勝委員からも現地調査の報告をお願いします。</p>
6番今野忠勝委員	<p>今、話ありました通り高橋さん、大谷さん両名一緒に15日に見さしてもらいましたが、なんら問題ないかと思ってみました。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、</p> <p>議第31号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第32号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p style="text-align: center;">(議案書内容を朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3ページをご覧ください。</p> <p>補足説明資料は5ページからご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件については、該当しないと考えます。</p>

	<p>申請地は、先月総会で空き家に付属した農地指定申請があり、許可となった農地です。したがって、通常の下限面積である 3,000 m²の要件については、今回の譲受人の経営面積の判断には影響しません。</p> <p>番号5 土地は、畑、581 m²、一筆のみ。</p> <p>売買による所有権移転です。単価は 10 万円です。</p> <p>所有権移転は双方の希望によるもので、譲受人は住宅、宅地に付属した農地として、今回の申請地を求めるものです。</p> <p>現地調査は荒生委員に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号5について、3 番荒生あや子委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
3 番荒生あや子委員	<p>はい、では報告いたします。現地は先月総会で空き家に付属する農地の指定を受けたところです。譲受人は申請地の隣に位置する住宅を購入する予定でありまして、そこに付属する農地の現地調査を行いました。譲受人となかなか連絡が取れず話を聞けなかったのですが、譲渡人に連絡しましたところ譲受人は申請の農地に自家製の野菜を作りたいということでした。譲受人は皆さんが知っての通り農業を目指していた時期もありましたし、農業の経験も少しはありますので、農地をしっかりと管理すると思います。今後の利用目的として問題はないと思います。</p> <p>以上です。ご報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、ここで質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 32 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、</p> <p>議第 32 号について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局係長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 4 ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は 2 件、</p> <p>(2) 利用権設定は新規設定が 16 件、再設定が 10 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p>

それでは個別に説明します。

(1) 所有権移転について

今回の案件は、実質的には交換です。昔当人同士の口約束で農地を交換していたそうで、今回正式に名義を変更したいということで相談があり、申請となったものです。

どちらの譲受人も農事組合法人の構成員であり、基盤強化法で売買の申請を行うためには所有権移転と同時に法人へ利用権設定する必要がありますので、今回 (2) 利用権設定について、の番号 102-1、102-2、103-1、103-2 で、中間管理機構への貸付も行います。

ちなみに、番号 21 の譲受人と、番号 22 の譲渡人の関係は親子です。番号 22 の譲渡人は農業者年金を受給するため、過去に経営移譲を行っております。

申請者は同一集落の方々です。単価は 50 万円です。

番号 21 土地は、計 2 筆、4,234.00 m²。

番号 22 土地は、計 4 筆、4,410.52 m²。

現地調査については佐藤充会長に依頼しておりますので、このあと報告をお願いします。

所有権移転についての説明は以上です。

続きまして、(2) 利用権設定について

番号 84 土地は、2,153 m²、一筆のみ。

期間は 5 年、金額は 0 円ですが、土地改良区の経常賦課金は借人が負担することを確認しております。

新規に設定です。昨年まで第三者が耕作していた土地ですが、その方が耕作できないということで新たな借人を設定するものです。

続きまして、番号 85 と 86 について説明します。どちらも借人は、同一人です。期間はどちらも 5 年です。

番号 85 土地は、計 6 筆、12,757 m²。

単価は議案書に記載のとおりで、新規に設定です。

これまでは自作地でしたが、貸人の健康上の理由で自作が難しくなったため、今回借人を設定することになりました。

申請地については売買の斡旋の申し出がありました。総会の後、全員協議会で説明しますが、売買を希望されております。借人に買う意思はなく、買う方が見つかった場合は解約に応じることを確認済みです。

続きまして番号 86 は同一人と再設定です。

番号 86 土地は、計 9 筆、9,749 m²。

単価は総会議案書のとおりです。

続きまして、番号 87 と 88 は同一人と再設定で、借人はどちらも同一人です。単価は 20,000 円で、期間は 5 年です。

番号 87 土地は、田、5,972 m²、一筆のみ。

番号 88 土地は、計 2 筆、3,072 m²。

続きまして、

番号 89 土地は、計 2 筆、1,969 m²。

単価は 10,000 円で、期間は 5 年です。

同一人と再設定です。

続きまして

番号 90 は新規に設定です。

土地は、田、1,423 m²、一筆のみ。

単価は水利費込みの 15,000 円で、期間は 3 年です。

これまでは農事組合法人に貸付し、構成員として実際は自作しておりましたが、ほかの耕作地から離れた場所にあり利便性が悪かったため、

事務局

今回第三者に利用権設定することにしたそうです。

続きまして、番号 91 から 96 は同一人と再設定です。

貸人は先ほど説明した番号 89 の貸人と同一人です。

番号 91 土地は、計 3 筆、13,590 m²。

期間は 5 年、年額 3 万円です。

番号 92 土地は、計 4 筆、4,613 m²。

期間は 3 年、単価は水利費込みで 19,000 円です。

番号 93 と 94 の借人は隣市の方です。期間はどちらも 5 年です。

番号 93 土地は、計 7 筆、28,615 m²。

単価は総会議案書に記載のとおりです。

番号 94 土地は、田、2,922 m²、一筆のみ。

単価は 15,000 円です。

続きまして、番号 95 と 96 の借人は、隣の市の方です。

期間はどちらも 5 年で、単価は 15,000 円です。

番号 95 土地は、田、8,859 m²、一筆のみ。

番号 96 土地は、田、5,330 m²、一筆のみ。

続きまして、番号 97-1、97-2 から番号 109-1、109-2 は、農地中間管理機構を介した契約です。すべて、新規に設定です。

番号 97-1、97-2

貸人、借人とも、同一人です。申請地は 9 月総会で売買により取得した農地で、機構関連農地整備事業の対象地でもあります。そのため、売買のあともそれまで設定されていた契約の終期まで中間管理機構へ貸付する必要がありますので、今回総会議案書のとおり利用権設定するものです。そのため、期間は年単位ではなく、14 年 9 ヶ月となっております。貸人、借人とも同一人であるため、賃貸借ではなく無償の貸し借りを選択しております。

番号 97-1、97-2 土地は、田、105 m²、一筆のみ、です。

続きまして、番号 98-1、98-2 以降の設定期間は 10 年間です。

番号 98-1、98-2 土地は、計 6 筆、18,318 m²

貸人、借人とも同一集落の方々です。

単価は、一か所が 15,000 円、その他は 13,000 円です。

これまでは第三者が耕作しておりましたが、新たに借人が作るようになった土地とのことでした。

続きまして、番号 99-1、99-2 から 101-1、101-2 の借人は、農事組合法人です。単価はすべて 15,000 円です。

番号 99-1、99-2 土地は、田、1,857 m²、一筆のみ。

この土地はこれまで、耕作していた方が手放したいということで、所有者より農業委員会に借人を探してほしいという相談がありました。その後、高橋敬委員より調整いただき、農事組合法人の構成員の方が耕作する、ということで話がまとまったものです。

続きまして、

番号 100-1、100-2 土地は、田、87 m²、一筆のみ。

これまで農業委員会の台帳上は、別の借人となっております。契約の終期が令和 3 年 3 月だったため、更新の案内を送付したところ、実際は農事組合法人構成員の方が耕作し、野帳もその構成員の方の野帳に土地を記載しているとのことだったため、今回正式に契約することとなったものです。面積が小さい土地で、実際は隣の地番とひとつの田になっているということでした。ちなみに隣の地番には現在も中間管理権が設定されていて、今回契約の方が法人構成員として耕作しております。

続きまして、

事務局	<p>番号 101-1、101-2 土地は、計 2 筆、10,300 m²。 もともとは別の方が借人として耕作していた土地ですが、体調不良と、自宅から距離があり利便性が悪いということで、農業委員会に借人を探してほしいという相談がありました。その後、石垣委員より調整いただき、農事組合法人構成員の方が耕作する、ということで話がまとまったものです。</p> <p>続きまして、番号 102-1、102-2 と 103-1、103-2 ですが、これは先ほど (1) 所有権移転について、で説明した件に関連するものです。譲受人の要件の関係で売買と同時に法人への貸し付けが必要であったため、設定するものです。単価はどちらも 17,000 円です。</p> <p>貸人はいずれも同一集落の方々です。借人はどちらも、農事組合法人です。</p> <p>番号 102-1、102-2 土地は、計 4 筆、4,410.52 m²。 番号 103-1、103-2 土地は、計 2 筆、4,234 m²。 続きまして、 番号 104-1、104-2 土地は、田、3,136 m²、一筆のみ。 単価は 12,000 円です。</p> <p>これまでは所有者の自作でしたが、耕作することが難しくなったため所有者からの依頼で、法人構成員の方が耕作することになったそうです。</p> <p>続きまして、番号 105-1、105-2 と 106-1、106-2 について説明します。</p> <p>貸人である代表相続人は同一人です。借人は当該田のある集落の方です。金額は 7,000 円です。これまでも借人が農業員会を通じた契約で借りていましたが、更新のタイミングで中間管理機構を介した契約をしたいと借人から申し出があったため、今回申請となりました。</p> <p>金額については相場より安い金額となっております。理由については、土地改良区の経常賦課金だけではなく、特別・事業賦課金もこれまでも借人が負担していたため、この金額に設定するとのことでした。</p> <p>番号 105-1、105-2 土地は、計 3 筆、4,646 m²。 番号 106-1、106-2 土地は、594 m²、一筆のみ。 続きまして、 番号 107-1、107-2 土地は、田、1,580 m²、一筆のみ。 単価は 15,000 円です。</p> <p>これまでも相対で、法人構成員である方が耕作していた土地で、今後同様に管理するとのことでした。</p> <p>最後に、番号 108-1、108-2 と 109-1、109-2 について説明します。</p> <p>どちらも借人は、同一人です。単価は 15,000 円です。</p> <p>これまで番号 108 の農地は、隣市の農事組合法人が庄内みどり農協を介して契約しておりました。所有者の後継者であってその農事組合法人の構成員である方から、自分の家の田である番号 108 の土地と、その土地と一体になっている番号 109 の土地を誰かに作ってもらいたいと相談がありました。理由としては、ほかの耕作地から離れているため、とのことでした。</p> <p>その後、高橋正樹委員に調整いただき、今回申請に至ったものです。</p> <p>単価はどちらも 15,000 円です。</p> <p>番号 108-1、108-2 土地は、田、3,131 m²、一筆のみ。 番号 109-1、109-2 土地は、田、468 m²、一筆のみ。 事務局からの説明は以上です。</p>
16 番佐藤充委員	<p>それでは、(1) 所有権移転の番号 21 と 22 について、私より、現地調査の報告をいたします。</p>

16 番佐藤充委員	<p>審査基準書は4ページにあります。川を挟んで土地が二つありますが、前々から口約束でされていきました。番号21の譲受人が今回早めに所有権移転をしておこうということで売買に至りました。面積は若干違いますが、どちらも綺麗に作っているので問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 初めに、(2)番号98-1、98-2について審議いたします。 この件については、1番齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います (齋藤勝広委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。 (2)番号98-1、98-2について、何か質問・意見等がございますか。 その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第33号(2)番号98-1、98-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 齋藤委員は着席願います。 (齋藤 勝広 委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、(2)番号99-1、99-2から101-1、101-2について審議いたします。 この案件については、4番高橋敬委員、9番鈴木一弥委員、13番石垣建委員に関する案件ですので、一時退席願います。 (高橋敬委員、鈴木一弥委員、石垣健委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。 (2)番号99-1、99-2から101-1、101-2について、何か質問・意見等がございますか。 その他何かご意見等ございますか。 (質問・意見なし) それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第33号(2)番号99-1、99-2から101-1、101-2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。 高橋委員、鈴木委員、石垣委員は着席願います。 (高橋敬委員、鈴木一弥委員、石垣健委員、委員着席)</p>
議長	<p>続きまして、(2)番号102-1、102-2、103-1、103-2、107-1、107-2について審議いたします。 この案件については、私に関する案件ですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。 (議長を伊原委員と交代)</p>
議長 (伊原会長代理)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。 それでは、佐藤会長は一時退席願います (佐藤 充会長 一時退席) (2)番号102-1、102-2、103-1、103-2、107-1、107-2について審議</p>

	<p>いたします。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>その他何かご意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>ただいまの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、これらの件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。</p> <p>(佐藤 充会長 着席)</p>
議長	<p>続きまして、(2) 番号 104-1、104-2 について審議いたします。この案件については、10 番榊原一男委員、11 番高橋正樹委員に関する案件ですので、一時退席願います。</p> <p>(榊原一男委員、高橋正樹委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>(2) 番号 104-1、104-2 について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>その他何かご意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 33 号 (2) 番号 104-1、104-2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件について原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>榊原委員と高橋委員は着席願います。</p> <p>(榊原一男委員、高橋正樹委員 着席)</p>
議長	<p>それでは、これまで審議いただきました案件以外を審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等がございますか。</p> <p>その他何かご意見等がございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 33 号のこれまで決定した案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 33 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、のこれまで決定した案件以外について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 34 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p>
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書の 35 ページからご覧ください。</p>

事務局	<p>35 ページから 41 ページについては、報告事項 3 で解約した地区の機構関連事業対象農地の再配分です。</p> <p>この件については、報告事項 3 の解約でも説明がありましたが、当該地区の機構関連事業を行う際、15 年以上の契約を結ぶ必要があったことから、平成 29 年にこれまで 10 年で契約していた所有者とやまがた農業支援センターの契約を、撤回し再取得で 16 年の契約に変更しました。しかし受け手である当該農事組合法人と同センターの契約については手続きができなかったため、当初契約の 10 年のままとされており、契約期間がそろっていない状態となっております。</p> <p>同センターの方から、事務手続き上終期を合わせておきたいと話があり、今回手続きに至ったものです。</p> <p>続きまして 42 ページからは借り受け者の変更です、</p> <p>1 番については、これまで農事組合法人の構成員が耕作しておりましたが、所有者である別の農事組合法人の代表者が自作することになったため変更するものです。</p> <p>2 番については、これまで別の借人が耕作しておりましたが、高齢になったため今回の借人に話があり、作るようになったため変更するものです。</p> <p>3 番については、これまで農事組合法人の構成員が耕作しておりましたが、高齢になったため今回の借人に話があり作るようになったため変更するものです。</p> <p>4 番については、これまで農事組合法人の別の構成員が耕作しておりましたが、同集落の今回の借人が作るようになったため変更するものです。</p> <p>5 番については、これまで農事組合法人の構成員が耕作しておりましたが、その方が亡くなられたため、同じ集落の今回の借人に変更するものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>最初に番号 1 について審議いたします。</p> <p>この件については、2 番三浦祐輝委員、7 番小野寺一博委員に関する案件ですので、三浦委員、小野寺は一時退席願います。</p> <p>(三浦祐輝委員、小野寺一博委員 一時退席)</p> <p>それでは質疑に入ります。</p> <p>番号 1 について、何か質問・意見等がございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 34 号 農用地利用配分計画案について、の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>三浦委員と小野寺委員は着席願います。</p> <p>(三浦祐輝委員、小野寺一博委員 着席)</p> <p>次に、移転分の番号 3 について審議いたします。</p> <p>この件については、1 番齋藤勝広委員に関する案件ですので、齋藤委員は一時退席願います。</p> <p>(齋藤勝広委員 一時退席)</p>

議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>移転分の番号3について、何か質問・意見等はございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第34号 農用地利用配分計画案について、の移転分の番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>齋藤委員は着席願います。</p> <p>(齋藤勝広委員 着席)</p> <p>それでは、これまで審議いただきました案件以外を審議いたします。</p> <p>何か質問・意見等はございますか。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第34号 農用地利用配分計画案について、のこれまで審議いただいた案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第35号 令和3年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。議案書は31ページですが、差替えがありますのでそちらをご覧ください。</p> <p>令和3年遊佐町実勢賃借料情報(案)でございます。農地法第52条に基づき毎年公表するものです。</p> <p>令和3年1月から12月までの間に締結された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっております。</p> <p>農地区分毎の水稲及び普通畑と砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表のとおりとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第35号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

	(出席委員全員挙手) <p>全員賛成ですので、議第 35 号 令和 3 年遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案のとおり認定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 36 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。</p>
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明) <p>なお、詳細につきましては、事務局員より説明いたさせます。</p>
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。33 ページをご覧ください。</p> <p>2 月 14 日に農政専門部会を開催いたしまして、部会員の皆様からご検討いただき提案するものです。</p> <p>まず、労働賃金ですが、令和 4 年度遊佐町農作業基準賃金(案)の 7 ページをご覧ください。その他の資料も併せてごらんいただければと思いますが、酒田市の令和 4 年度の労働賃金、それから山形県の最低賃金を参考としまして、畑作業の乙は 22 円増、それ以外については 20 円増となっております。</p> <p>最低賃金は令和 2 年から令和 3 年にかけて 29 円の改訂がありました。これまで 10 円単位で改訂してまいりましたので、30 円の改訂にするか、酒田市と同じく 22 円の改訂にするか部会でも話し合われましたが、22 円の改訂ということでまとまったところです。</p> <p>次に機械作業料金ですが、農作業ごとの詳細な試算結果の金額を載せております。昨年度と比べてガソリンや軽油の燃料費が上がっているため、前年度より引上げの項目が多くなっております。</p> <p>金額に動きがありましたが、試算どおりということで、農政専門部会では話し合われました。以上です。</p>
議長	それではただ今の事務局からの議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。
4 番高橋敬委員	<p>酒田市と見比べているのですが、賃借料関係は遊佐町に比べかなり安くなっていると前々より聞いていました。作業労賃、作業料金の時給あたりは同じ料金での計算になっているようで、実際の機械作業料金は育苗当たりを除くと酒田市がちょっと高いようです。遊佐の作業時間の見方が少ないのか酒田市の作業時間が多くなっているのか、その辺、もし現状がわかるようであれば、どなたからお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>実際、法人で受ける場合、遊佐町の 7 割、つまり 3 割安で設定しているので、酒田市と比べるとさらに差が出る格好になるかと思いますが、その辺どうなのかなと見ていたのですが。</p>
事務局	酒田市の試算表がないので、わかりかねますが。
4 番高橋敬委員	ガソリンとかはその時その時の相場があるので、1 年間、2 年間というロングスパンでは見られないかと思うのですが。
16 番佐藤充委員	賃金は年々ありますが、代かきなんかもちょこちょこ変わってはいますが、一応、事務局として試算はしたわけで、それが良いか悪いかははっきりとはいえませんが、みんな微妙に上げたり下げたりはしています。微々たるものですが、それが良いか悪いかははっきり言えないのですが試算したのでどうかなって。

4 番高橋敬委員	設定というのは、すごく難しいことだと思います。
議長	代かきなどは酒田とは全然違うし、一回目、二回目など様々年々それで揉めることもあります。現状あまり差がないかなって。前回、草刈りの件で高橋正樹委員からは電力なので指導があったかと思います。そういうことなども参考にしながらを専門部会でまとめています。
4 番高橋敬委員	良いとか悪いとかではなく、時間の見方が違うのかなと感じたので質問しました。
議長	もう少し詳しいことが知りたいと思ったら、事務局の方に来てもらって聞いて貰えればありがたいと思います。
2 番三浦裕輝委員	質問があります。法人の役員の方に聞きたいのですが、実際にお金を払うときには料金はこの賃金表の通りに払っているのでしょうか。賃金表はあくまでも目安といいますか、個人で雇う場合もそうですが、支払う側の裁量で変わってもいいのだと思うので、実際はどういう金額で払っているのでしょうか。
11 番高橋正樹委員	法人はまだ枝番管理なので、私の地域の農事組合法人は人を雇って仕事をしている状態ではないので。
4 番高橋敬委員	私の地域の農事組合法人では従業員はいますが、給料制なので。ただ、法人の組合員同士で手伝いを頼んだ時などは、この料金表の 3 割くらいを目途に話し合いはしている状況はあります。でも、この 3 割でというのは難しいのではないかという話もでてきます。基準は基準なので、その辺はお互いが話し合って決めていけばいいのではないかと思います。
議長	その他何かご意見等ございますか。 (質問、意見なし) 無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。 議第 36 号について、原案のとおり設定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 36 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、原案のとおり設定する事に決定いたします。 次に、議第 37 号 遊佐町参考賃借料について、事務局の説明を求めます。
	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書・朗読説明) なお、詳細につきましては、事務局員より説明いたさせます。
議長	それでは、詳細説明をお願いいたします。
	(事務局係長が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定できない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成 23 年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところです。 これまで、1 等級の田で 21,000 円、19,000 円、17,000 円と据置の期間もありながら減額となってきました。令和元年度には庄内他市町の状況や農業の情勢、土地改良区の償還金の関係なども検討し、田については一律 2,000 円減で議決され、令和 2 年度、令和 3 年度は土地改良区の基

事務局	<p>盤整備の償還金も考慮し据え置きとしたところです。</p> <p>14日の農政専門部会では、償還金の今後の見通しや、北部の農事組合法人で今後参考賃借料に合わせた改訂を予定していることなどから令和4年度は据置とすることで了承されたところです。ご審議いただければと思います。</p> <p>決定がなされましたら、実勢賃借料や作業賃金と併せ、3月15日発行の広報のお知らせ号に折込したいと考えております。その原稿を両面刷りのものですが、お配りしておりますのでご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の事務局からの議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>会長に聞きたいことがあります。酒田市の表があるのですが、酒田市以外の、余目とか三川とか鶴岡市とかの賃借料がどのようになっているかわかれば教えていただきたい。</p>
16 番佐藤充委員	<p>コロナで、軒並み会議が中止になっていて集まっていませんが、たしか鶴岡が15,000円、庄内町が14,000円、三川が14,000円だったと思います。</p>
11 番高橋正樹委員	<p>そうすると、酒田市だけがずば抜けて安くなっているということですね。</p>
16 番佐藤充委員	<p>会長会の時は、山形市の会長は15,000円だと言っていました。あまり下げても駄目なので15,000円で通しています。尾花沢だけは13,000円だったと思います。県では13,000円が参考価格になっていますが、14,000円、15,000円が一番多い金額です。17,000円はまず聞かないですね。県の会長が言うには、自分たちが苦勞してきてあまり下げるのもよくないので、15,000円から下げないと言っています。これはコロナの前に出た県の会長の言葉です。</p> <p>鶴岡で14,000円、庄内町で14,000円で三川では13,000円にしようかという意見もでたようですがまだ変わっていません。酒田市だけは極端に安いです。以上です。</p>
議長	<p>その他何かご意見等ございますか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第37号について、原案のとおり設定することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第37号 遊佐町参考賃借料について原案のとおり決定いたします。</p> <p>最後に、議第38号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、事務局の説明を求めます。</p>
	<p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書・朗読説明)</p> <p>なお、詳細は事務局員より説明いたします。</p>
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p>

	(伊藤主事が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>こちらについては送付している議案書、基準書に記載しておりませんでしたので、差し替え分をご覧ください。</p> <p>議第 38 号についてですが、そもそもの事業概要について、若干説明いたします。</p> <p>これは『農地中間管理機構の特例事業』という事業ですが、農地の流動化を加速的に推進するため、平成 7 年 2 月の基盤強化法の改正により創設された制度で、農用地区域内の農用地を買入協議制度によって、やまがた農業支援センターに売渡した場合に、譲渡所得について 1,500 万円の特例控除が受けられるものであります。</p> <p>所有者から農業委員会に対し売渡しの申し出があった農用地について、農業委員会は、やまがた農業支援センターを含めた利用調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、やまがた農業支援センターによる買入れが必要と認めた場合、市町村長へ買入協議の要請を行います。これが今回の議案となります。</p> <p>要請を受けた市町村長は、基本構想に照らしあわせ、やまがた農業支援センターの買入れが必要と認められた場合は、所有者にやまがた農業支援センターが買入れの協議を行う旨を通知します。</p> <p>やまがた農業支援センターは、申し出をした所有者と買入協議を行い、協議が整えば買入れを行います。</p> <p>やまがた農業支援センターは、買入協議に基づき買入れた農用地を効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、認定農業者に売渡します。事業内容は以上のおりとなります。</p> <p>それでは今回の議案について説明いたします。審査基準書は 10 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 土地は、計 9 筆、23,259 m² です。</p> <p>このたびの申し出について、やまがた農業支援センターの買入れが必要であると認め、町長から申出人に対して支援センターが買入れの協議を行う旨の通知するよう要請してよいか、ご審議願います。</p> <p>ここからは、補足説明となります。</p> <p>買受予定者は町内の方です。10a あたりの売買単価は、60 万円です。金額は一筆ごとに単価で計算し、千円未満を切り捨てた金額です。</p> <p>申請地については審査基準書の図面をご参照ください。</p> <p>当総会で買入協議の可否を決め、可決された際は来月の総会で所有者からセンターへ所有権移転をし、センターから所有者へ土地代金が支払われます。その後、6 月総会を予定しておりますが、センターから買受予定者へ売渡しを行います。</p> <p>細かい点ですが、土地代金には所定の手数料がかかります。</p> <p>所有者からセンターへ所有権移転をする時に、土地代金の 2.5% を控除した額が所有者に支払われます。ただ、後の譲受人が買う場合は、手数料の加算はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(12 番大谷 進一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番大谷進一委員	<p>この案件について、12 月の総会の時に幹旋の説明がありましたが、面積が違っているようですが、これについてはいかがですか。</p>
事務局	<p>1,500 万円の特例控除を受けるには、幹旋のあった面積を一気に売買してしまうと、1,500 万円という金額から少し出たまま、受けられなくなりますので、特別控除の枠を目いっぱい使える筆数だと今回の面積に</p>

	<p>なります。残りの部分についても、譲受人が令和 4 年度から作るということ、譲受人が買うということは決まっているのですが、全体の面積で売買すると 1,500 万円の特別控除の枠を超えてしまうので、800 万円控除の枠のなかでする予定になっています。</p> <p>税務署の見解も聞いております。同年に 1,500 万円の特別控除と 800 万円控除の基盤強化促進法の売買を申請することは税法上可能とのことですが、ただ譲受人が準備金というお金を使って買受する予定で、準備金の関係上令和 5 年度に 800 万円を回すことを考えているということでした。ですので、残りの部分については、令和 4 年度中にするか、翌年に回すかまだ検討中だとのことでした。</p> <p>斡旋希望が出ていた全ての筆において、譲受人が購入することは確認しています。ただし、今回の 1,500 万円の特別控除では全ての筆が載っていない状態です。</p>
12 番大谷進一委員	わかりました。因みに譲渡人の別の農地はどうなるのでしょうか。
事務局	この譲渡人は今回の平場の田んぼと山間部にも田んぼをお持ちですが、譲渡人から斡旋希望がでてるのは、平場の形がいい田んぼでハウスが建っているところは除いてとのことでした。あくまでも農業委員としては、斡旋の希望があったところだけを売買するような形となります。
議長	<p>他にないかありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 38 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 38 号 農地中間管理機構による農用地の買入協議に係る要請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されていた議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 2 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>